

ご相談は  
もよりの  
保健福祉センター  
衛生課環境係へ



東区保健福祉センター

東区箱崎2丁目54-27  
TEL 092-645-1112  
FAX 092-645-1114  
Eメール: eisei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp



博多区保健福祉センター

博多区博多駅前2丁目8-1  
TEL 092-419-1125  
FAX 092-434-0007  
Eメール: eisei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp



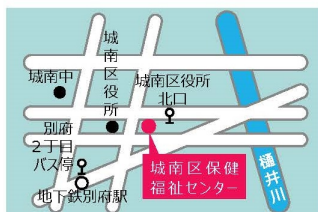
中央区保健福祉センター

中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ6階  
TEL 092-761-7351  
FAX 092-761-8280  
Eメール: eisei.CWO@city.fukuoka.lg.jp



南区保健福祉センター

南区塩原3丁目25-3  
TEL 092-559-5161  
FAX 092-559-5149  
Eメール: eisei.MWO@city.fukuoka.lg.jp



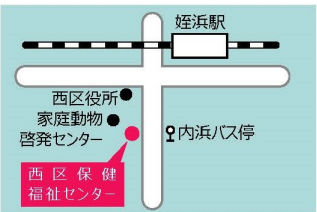
城南区保健福祉センター

城南区鳥飼5丁目2-25  
TEL 092-831-4219  
FAX 092-843-2662  
Eメール: eisei.JWO@city.fukuoka.lg.jp



早良区保健福祉センター

早良区百道1丁目18-18  
TEL 092-851-6602  
FAX 092-822-5733  
Eメール: eisei.SWO@city.fukuoka.lg.jp



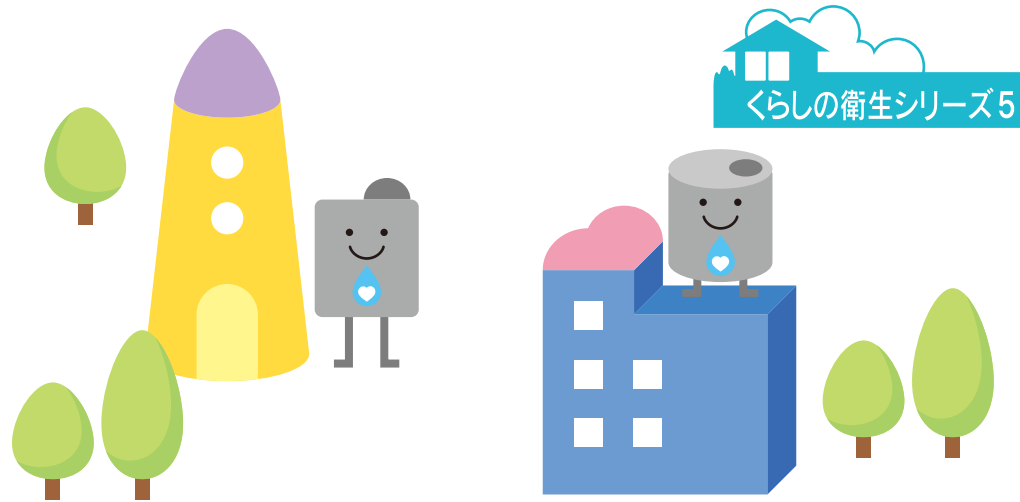
西区保健福祉センター

西区内浜1丁目4-7  
TEL 092-895-7094  
FAX 092-891-9894  
Eメール: eisei.NWO@city.fukuoka.lg.jp

福岡市保健医療局  
生活衛生部  
生活衛生課

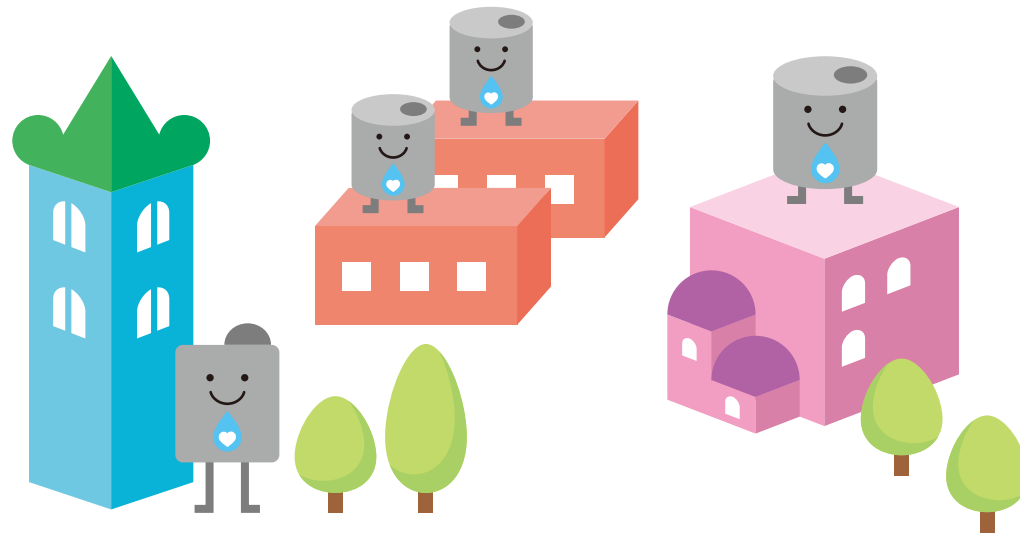
福岡市中央区天神1丁目8-1  
TEL 092-711-4273  
FAX 092-733-5588

Eメール: seikatsueisei.PHWB@city.fukuoka.lg.jp



# ビル・マンションの水は大丈夫?

貯水槽の維持管理について



も く じ

はじめに ..... 1ページ

1 水道水の給水方式 ..... 2ページ

2 貯水槽の汚染の原因 ..... 3ページ

利用者のみなさんへ

3 家庭でできる水質チェック ..... 4ページ

貯水槽設置者のみなさんへ

4 貯水槽の管理 ..... 6ページ

5 簡易専用水道とは ..... 8ページ  
(届出が必要な貯水槽)



## はじめに

私たちの生活に欠かせない水道水。  
毎日飲むものだけに「安全」は必須の条件です。  
浄水場からは、安全な水が毎日給水されていますが、  
ほとんどのビルやマンションでは、  
この水を一度貯水槽に貯めてから使っています。  
貯水槽がきちんと管理されていないと  
せっかくの安全な水が汚染されてしまいます。  
あなたが飲んでいる水は大丈夫ですか？  
ときどきチェックしてみて安心して使いたいものですね。

# 1 水道水の給水方式

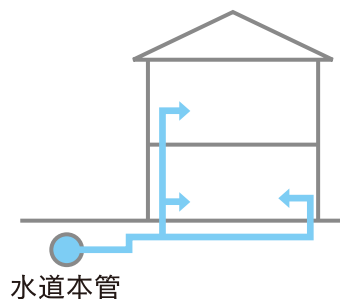
自宅の給水方式をご存じですか？

水道水の給水方式は、大きく以下の2つに分けられます。

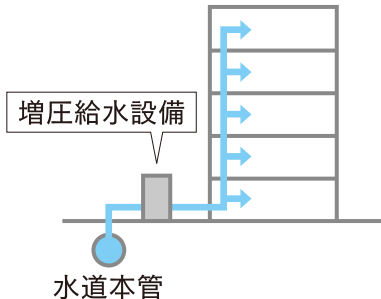


## (1) 直結式 (水道本管から直接家庭等へ給水)

直結直圧式 (3階まで)



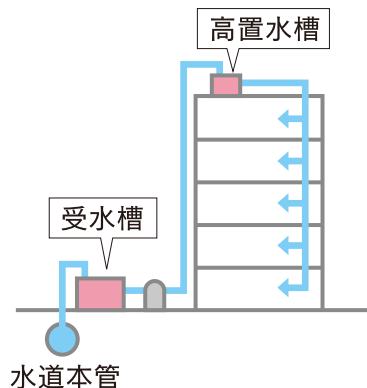
直結増圧式 (10階まで)



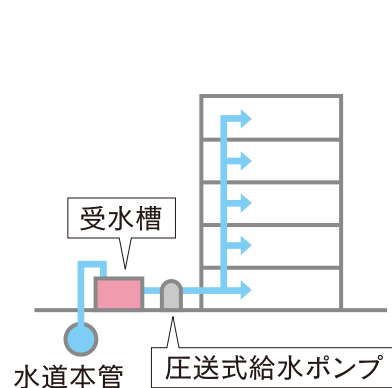
## (2) 貯水槽式

(受水槽・高置水槽などの貯水槽に一度貯めてから給水)

高置水槽式



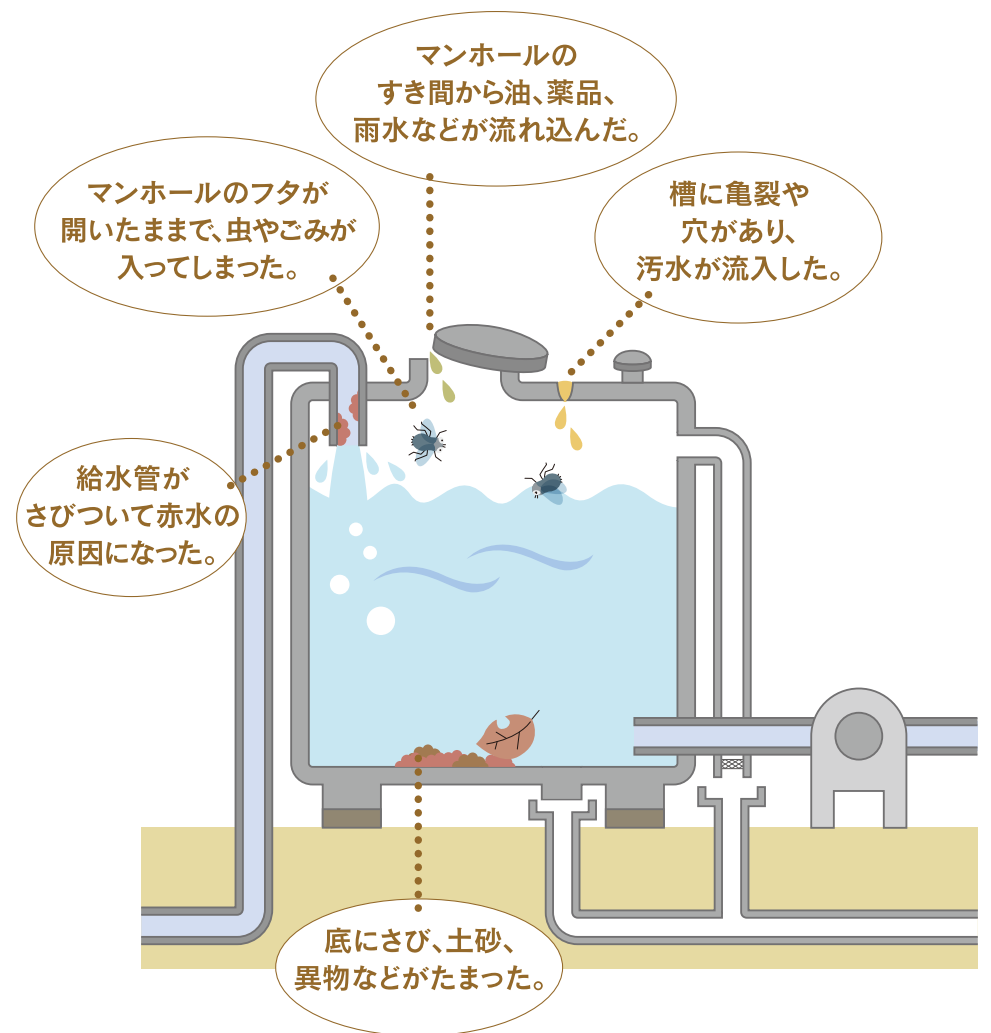
加圧ポンプ式



※貯水槽は定期清掃など維持管理が必要です。

# 2 貯水槽の汚染の原因

浄水場から送られてきた安全な水も、貯水槽の管理が悪いと汚染されてしまうことがあります。汚染の原因にはどのようなものがあるのでしょうか？原因のいくつかをあげてみました。



これらの汚染は、貯水槽の  
**日頃の点検や清掃** によって防ぐことが可能です。

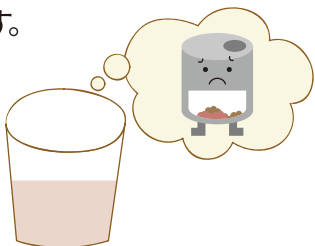
# 3 家庭でできる水質チェック

貯水槽に異常がないか、  
自宅で水の確認をしてみましょう。

蛇口から十分に水を流した後、透明なコップに水を入れ、色・濁り・臭い・味などに異常がないかを調べましょう。異常があった場合には貯水槽の設置者（建物の所有者、管理組合、管理会社など）、保健福祉センター衛生課に相談してください。

## ！ 赤い水が出る

一般に鉄さびによるものがほとんどです。金属製の配管や貯水槽などにさびが出ていることが考えられます。



## ！ 臭いがする

塩素臭（カルキ臭）の場合は安全ですが、その他の臭いがするときは、貯水槽への汚染物質（汚水、油、薬剤など）の流入が考えられます。



## ！ 水が濁っている

貯水槽などが汚れていたり、汚水の流入が考えられます。



## ！ 変な味がする

鉄さびやその他の物質の貯水槽への混入などによる原因が考えられます。



### 「ウチの水」Q&A

**Q1** コップに入れた水が白く濁っていましたが使っても大丈夫ですか？



**A1** 少し時間をおいて透明になるものは水に空気が混じっているだけなのでそのまま使っても心配ありません。

**Q2** 洗面台や衣類などが青くなる理由は何ですか？



**A2** 給水設備などに銅管を使用している場合、管から微量の銅が溶け出し、それが石けんや汚れと反応して青くなることがあります。洗面台などは、石けんや汚れが残らないように、こまめに洗浄しましょう。また、風呂などに水を貯めた場合、水が青く見えることがありますが、光の散乱によるものですので心配ありません。

**Q3** 黒い異物が出てきましたが何ですか？



**A3** 止水栓、給水栓部分のゴムパッキン、圧力タンクの耐圧ゴム等が劣化して碎けて出てくる場合があります。この場合、劣化しているゴムパッキンなどを交換しましょう。

### \* ご家庭の蛇口で残留塩素をチェックしてみましょう \*

水道水は、塩素消毒によって細菌などの繁殖を防いでいます。

貯水槽があるマンションやビルにお住まいの方が、自宅で簡単に残留塩素の有無を確認できる残留塩素検査キットを最寄りの保健福祉センターで配布しています。





# 4 貯水槽の管理

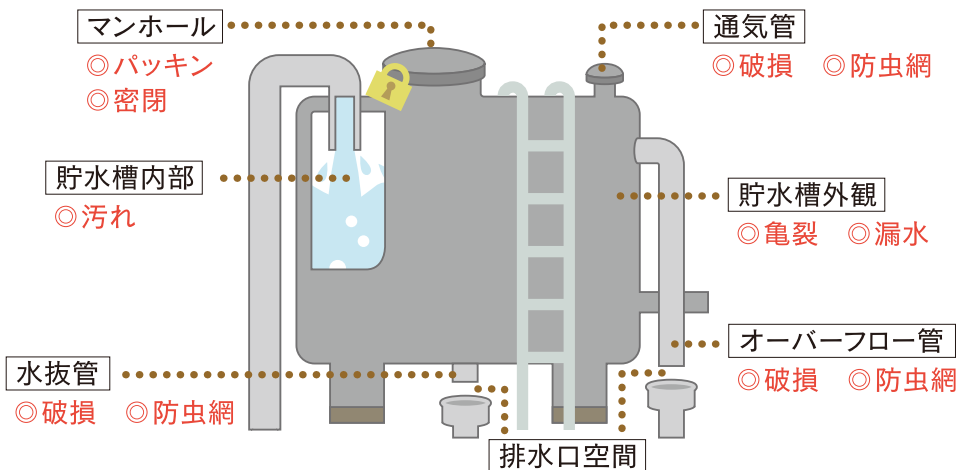
貯水槽を適正に管理していますか？ 受水槽から家庭の蛇口までは、貯水槽の設置者が管理しなければなりません。

## (1) 日常の給水設備点検

水道水が安全で衛生的に供給されるためには、以下のチェックポイントに従って点検が必要です。

チェック欄

- 通気管・オーバーフロー管・水抜管は、ほこり・雨水等が入らない構造ですか。
- 通気管・オーバーフロー管・水抜管の防虫網は破れていませんか。
- オーバーフロー管・水抜管の排水口空間は十分ですか。
- マンホールは、パッキンが破損しておらず、密閉されていますか。
- マンホールは、施錠されていますか。
- 本体に亀裂や漏水がありませんか。
- 周囲に点検スペースがありますか。周囲は整理・整頓されていますか。
- 貯水槽の内部に異物や汚れはありませんか。



## (2) 残留塩素濃度の確認

水が汚染されると残留塩素濃度が低下します。給水栓(蛇口)における残留塩素濃度を定期的に確認し、0.1mg/L以上保持されていない場合は、原因を調査しましょう。

## (3) 貯水槽の清掃

1年に1回は貯水槽の内部を清掃するとともに、内部に異常がないかどうか点検も行ってください。なお、貯水槽の清掃は、設置者自ら行うか貯水槽清掃業者に依頼してください。

貯水槽清掃 (前)



貯水槽清掃 (後)



何年も清掃していないと、このように汚れてしまいます。

## (4) 水に異常がある時の対応

(色、濁り、臭い、味、残留塩素など)

設置者は給水を停止し、利用者が水を飲まないように知らせ、必ず最寄りの保健福祉センター衛生課に報告してください。

**水の安全を守るのは設置者の責務です。**  
**これらの点検や清掃などを必ず実行しましょう。**

# 5 簡易専用水道とは (届出が必要な貯水槽)

## 定義

簡易専用水道とは有効容量が10m<sup>3</sup>を超える受水槽を有する水道のことです。(水道法第3条第7項、施行令第2条)

ただし、次のものは該当しません。

- (1) 全く飲み水として使用しないもの(工業用水、消防用水など)。
- (2) 水源の一部または全部が井戸水のもの。
- (3) 専用水道として規制されているもの。

## 設置者の義務

### 1 清掃、検査などの維持管理

(水道法第34条の2、施行規則第55条、第56条)

- (1) 水槽の掃除を1年に1回定期に行うこと。※1
- (2) 水槽の点検等を行うこと。
- (3) 水に異常を認めるときは、水質検査を行うこと。
- (4) 水が人の健康を害する恐れのあることを知ったときは、給水を停止すること。
- (5) 地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査(法定検査)を1年に1回受けること。※2

※1: 清掃は、設置者自らが行うか、貯水槽清掃業者に依頼してください。

※2: 『厚生労働大臣の登録を受けた者』は、厚生労働省ホームページ「簡易専用水道検査機関登録簿」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kaisei/15/dl/meibo2.pdf>

検査には手数料が必要です。

依頼される場合は、直接電話等で申し込んでください。

### 2 保健福祉センターへの届出

(福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第8条第1項)

受水槽の設置者は、当該受水槽を簡易専用水道の施設として使用するときは、速やかに簡易専用水道設置届を貯水槽のある区の保健福祉センター衛生課へ届け出なければなりません。

### 3 記録の保管

設置者には、貯水槽の維持管理状況の他、簡易専用水道の設備の配置及び系統の図面、貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする図面、水槽の清掃の記録等の帳簿書類を保存することが求められています。

有効容量が10m<sup>3</sup>以下の受水槽について

維持管理基準等、法令による義務はありませんが、汚染のリスクは同じです。

**小規模な受水槽**についても、**簡易専用水道に準じて適正に管理しましょう。**

(福岡市水道給水条例第28条の3)

